

無形文化財・民俗文化財



江戸の里神楽（間宮社中）

無形文化財

無形文化財は、日本の伝統的な芸能や伝統的な工芸技術などのうち、芸術上又は、歴史上価値の高い技芸や工芸技術を指定してその保存と活用を図るものです。演技の型や、制作技術など、特定の個人や集団が相伝し体得している「技」を国の重要無形文化財、東京都指定無形文化財などに指定して、その指定した技を体得している人、団体を保持者、保持団体として認定します。いわゆる「人間国宝」という方々は、国宝として指定されているのではなく、重要無形文化財に指定された「技」を体現できる方々として認定されているわけです。

東京都在住の「人間国宝」の方々は、芸能部門では、能楽(能シテ方、能ワキ方、能囃子方笛など)、歌舞伎(歌舞立役、歌舞伎女形、歌舞伎音楽長唄など)、音楽(尺八、箏曲、地唄、長唄唄、長唄三味線など)の39名です。工芸技術部門では陶芸、染織、金工、木竹工のジャンルに、鍛金、江戸小紋などの技術保持者の方が8名認定されています(平成18年10月現在)。東京都に拠点のある芸能部門の保持団体は9団体で、雅楽、能楽、歌舞伎、義太夫節、常磐津節などの団体があります。東京都指定無形文化財は、「手描紋章上絵」「黄八丈」「軍道紙」「村山大島紬」「日本刀制作技術」「説教浄瑠璃」「糸あやつり」「八王子車人形」の8件の演技の型や、制作技術が指定されています。

民俗文化財

民俗文化財は、無形の民俗文化財と有形の民俗文化財とに分けられます。

無形の民俗文化財とは、地域社会において広く行なわれてきている衣食住、生業、信仰、年中行事等、生活上の風習や慣わしである風俗慣習と地域において伝承されてきた演劇、音楽等である民俗芸能、生活や生産に関する用具、用品等の製作のために「技」そのものとして、地域に根ざした職能集団によって伝承

されて日常生活を支えてきた民俗技術です。個人が伝承してきたものではなく、集団として伝承されてきたものです。

東京都の地勢は、2000m級の山地から台地、平野、島嶼部までと多様で、近世第一の大都市、江戸が存在していたこともあり様々な無形民俗文化財が存在しています。

重要無形民俗文化財は、ダム建設のため沈んだ旧小河内村で伝承されてきた「小河内の鹿島踊」、雨乞いの舞であった日の出町「上平井の鳳凰の舞」、豊作を祈って稲作行事を模擬的に演じる「板橋の田遊び」、江戸で独自の発展を遂げた「江戸の里神楽」、室町時代末期から江戸時代初期に流行した風流踊の流れを汲む「新島の大踊」、豊漁と海の安全を祈願する「神津島のかつお釣り行事」の6件が指定されています。

東京都指定無形民俗文化財は、48件で、「江戸火消しの梯子乗り」、「江戸の祭り囃子」「江戸の鳶木遣」「木場の角乗り」など江戸で伝承されてきたもの、各地域で伝承されてきた「中神の獅子舞」などの獅子舞、島嶼部で歌い続けられてきた「三宅島の歌と踊」などの民俗芸能、「木魚念仏」、「清瀬下宿の「ふせぎ」行事」などの風俗慣習があります。

有形の民俗文化財は、無形民俗文化財の風俗慣習、民俗芸能、民俗技術に用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件で人の生活の推移の理解のため、欠くことのできないものです。

重要有形民俗文化財には8件指定されており、江戸を中心に行われていた富士信仰講社によって築造された富士塚が3件(下谷坂本、豊島長崎、江古田)で、他に「小河内の山村用具」「羽村の民家(旧下田家)とその生活用具」「大森及び周辺地域の海苔生産用具」などが指定されています。東京都指定有形民俗文化財は、「千駄ヶ谷の富士塚」「武蔵野の水車経営農家」「武蔵野台地西部(羽村地域)の養蚕関係用具」「新島の島嶼生活用具」など17件です。